平成２７年（フ）第１５４７号
大阪府池田市木部町199番地の１―105号
債務者　髙橋　達也
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６３号
大阪市此花区春日出北１丁目20番16号　リバーハイツ河田Ｂ301号、前住所大阪市此花区春日出北１丁目20番６号
債務者　西林　都一
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８１号
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―822号
債務者　松井久仁子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８４号
大阪府吹田市津雲台３丁目４番Ａ23―504号
債務者　藤岡　大祐
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３５号
大阪市住吉区遠里小野１丁目11番10―705号
債務者　山崎　征嗣
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４１号
大阪市住吉区苅田９丁目９番２号　プチシャトー88―40Ｂ号
債務者　河島　健二
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２６号
大阪市住吉区遠里小野２丁目10番27―303号
債務者　田原　清美（旧姓仲本）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３１号
大阪府鶴見区安田２丁目１番27号
債務者　山下　重幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９１号
大阪府豊中市三和町４丁目11番９号
債務者　榮谷　　博
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越64番地３
県営住宅433号
債務者　菅野　　幸
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第６７号
松江市菅田町200番地２　ひばり荘
債務者　下垣　祥子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０１号
さいたま市北区日進町１丁目541番地１
債務者　伊藤　憲和
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
埼玉県上尾市仲町２丁目13番４号　ファーストハイム201
債務者　齋藤　久夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
埼玉県川口市並木２丁目９番22―301号
コーワハイツ
債務者　田村　京一
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
埼玉県戸田市大字新曽1595番地の１　アドバンスドゥマン205号室、旧住所埼玉県川越市大字鴨田1258番地１　マーガレットＶ302号室
債務者　三上　紗季
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地４　メゾンアイリス301号
債務者　田中　隆治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
埼玉県越谷市東町５丁目289番地１
債務者　吉田　孝大
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
新潟県長岡市青葉台５丁目51番地７
債務者　青木美奈子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係